

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 10 日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各種の電波利用機器から発射される電波が、在宅での使用が想定される人工呼吸器等へ及ぼす影響に関する調査結果を踏まえ、先般、人工呼吸器等の関連製造販売業者に対し、「使用上の注意」の改訂が指示されたところです。

今般、製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者から患者又はその家族等への日常の注意点の指導を円滑にできるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、リーフレットとして、「PMDAからの医療機器適正使用のお願い『在宅にて人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ』」が取りまとめられ、家族や訪問介護員等も注意が必要とされており、このことについて、各都道府県衛生主管部（局）等宛に事務連絡が発出され、別添のとおり、各都道府県等介護保険担当主管部（局）宛に事務連絡を発出しましたので、御了知の上、関係者に対して周知をお願いします。

なお、本事務連絡は各担当部局からそれぞれの関係団体宛にお送りしており、複数の部局から届く場合がありますのでご了承ください。

【別紙】

「在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）」（令和2年7月10日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会